

# 特定非営利活動法人アスヘノキボウ定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人アスヘノキボウという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を宮城県牡鹿郡女川町に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、地域の活性・発展・変革を臨む日本中の地域の方々に対して、地域活性・発展・変革を実現する為の「まちづくり計画」や町の活性に欠かせない「新規事業の立ち上げ計画」、「既存事業の再建計画」の作成を行い、実行し、実現させることで日本中の地域活性・発展・変革に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) まちづくりの推進を図る活動
- (2) 観光の振興を図る活動
- (3) 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- (4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (5) 情報化社会の発展を図る活動
- (6) 経済活動の活性化を図る活動
- (7) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
  - ①自然災害等による被災事業者の事業再建支援
  - ②新規事業者の事業立ち上げ支援
  - ③まちづくり計画作成支援
  - ④事業再建、新規事業立ち上げ後の経営支援
  - ⑤事業者の経営支援

## 第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2 理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 法令、又はこの法人の定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の目的に反する行為をしたとき。

(会費等の不返還)

第12条 既に納入された入会金、会費及びその他の金品は、返還しない。

## 第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上7人以内
  - (2) 監事 1人以上3人以内
- 2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
  - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
  - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
  - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
  - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
  - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定に関わらず、後任の役員が選定されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任の役員が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

- 2 職員は、理事長が任免する。

## 第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、次の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員を選任、解任
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から10日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも総会の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったとみなす。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。）
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。
  - 3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があつたとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
    - (1) 総会の決議があつたものとみなされた事項の内容
    - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
    - (3) 総会の決議があつたものとみなされた日
    - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

## 第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の事項について議決する。

- (1) 事業計画及び活動予算の変更
- (2) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 役員報酬
- (4) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第50条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (5) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から10日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも理事会の7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない

い。

## 第7章 資産及び会計

### (資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

### (資産の区分)

第40条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

### (資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

### (会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

### (会計の区分)

第43条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

### (事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

### (暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

### (予備費の設定及び使用)

第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

### (予算の追加及び更正)

第47条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

### (事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

### (事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

## 第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき事項に限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
  - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
  - (3) 正会員の欠亡
  - (4) 合併
  - (5) 破産手続開始の決定
  - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決されたものに譲渡するものとする。

(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経て、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第9章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 法第31条の10第1項及び法第31条の12第1項に規定する公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

- 2 法第35条第2項に規定する公告は、この法人の掲示場に掲示して行う。

## 第10章 雑則

(細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

### 附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	小松洋介
副理事長	黄川田喜藏
理事	原田敬三
監事	岡明彦
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成26年5月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立の日から平成26年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
  - (1) 正会員 入会金 2,000円
  - (2) 正会員 年会費 5,000円
  - (3) 賛助会員 入会金 2,000円
  - (4) 賛助会員 年会費 5,000円



# 設 立 趣 旨 書

## 1 趣 旨

2011年3月11日の東日本大震災により甚大な被害に見舞われた東北地方太平洋沿岸部は、尊い市民の生命や財産を一瞬にて奪い去られました。津波から逃れ、生き残った方々でも、最愛の家族を失い、財産を失い、勤める先をも失い非常に辛い状況に置かれています。

この様な状況を鑑み、被災者の想いを一身に受け、私たちは地域活性には密接な関係である、「人の暮らしの復興・産業復興」の担い手になることを決意致しました。

具体的な当組織の活動としましては、自然災害等による被災事業者の事業再建支援、新規事業者の事業立上げ支援、まちづくり計画作成支援、事業再建・新規事業立上げ後の経営支援、事業者の経営支援と、事業の立ち上げからその後の支援まで行い、経済面から地域活性を実現し、地域の方々の暮らしを豊かにしていきたいと考えております。

私たちが活動することにより、東日本大震災による被災地の困難を乗り越える活力を与える一助を担って参りたいと考えております。

さらに私たちは、この活動による経験を起点とし、日本全国の少子高齢化・過疎化地域、災害が起こる被災地域でも「人の暮らしの復興・産業の復興」の担い手として活動の範囲を広げていきたいと考えております。この活動を進めますと、日本の様々な地方で新しいビジネスが生まれ、地域の根幹産業が活性化したりし、その町に暮らす人の暮らしが豊かになり、地域全体が活性化していくと信じております。

これを実現する為に活動するには、個人では行政や企業、住民からの依頼に対応しきれないのが現状であります。そのため、法人格を取得し、人を雇い、人と会社を育て、一つでも多くの案件に対応したいと考えております。そして、日本中の地域の活性が実現するようにしていきたいと考えております。

したがって、東日本大震災の被災地域である女川町を起点に、その他の被災地域、さらには日本中の町や地域を活性化させる活動をするべく、この度、立ち上がりました。

## 2 設立に至るまでの経過

東日本大震災により、私たちは女川町の全産業界、市民団体を包括する「民間団体女川町復興連絡協議会」を設立し、女川の復興を産業の壁を越えて実現するべく、活動し、被災地初の民間による人の暮らしと産業復興を中心にした「まちづくり計画」の発表をいたしました。発表後、それに伴う各産業復興の実現のため、事業者の個別ごとに再建、町に必要な新規事業の立ち上げを実施して参りました。

今後、協議会のメンバーがさらなる活動範囲を広げ、女川に限らず、他の被災地域、さらには日本中の少子高齢化・過疎化の問題を抱える地域、今後起こりうる災害による被災地域の支援等、広域にわたる支援をこの経験のもと実現するため、NPO法人を立上げるに至りました。

平成24年11月30日

特定非営利活動法人 アスヘノキボウ  
設立代表者  
住所又は居所

氏 名 小松洋介

# 平成25年度（初年度）事業計画書

特定非営利活動法人 アスヘノキボウ

## 1 事業実施の方針

初年度は、私たちも作成に関わりました、女川町復興連絡協議会による「まちづくり計画」をもとに、女川町内の新規事業の立ち上げや事業再建の支援を行う。また、既に立ち上がった事業の立ち上がり後の支援も行っていく予定。すでにそれぞれの依頼もきているため、下記事項の見立ては堅い。初年度は女川町内を中心の拠点として、活動を行い、組織内のノウハウの蓄積も行っていく。

## 2 事業の実施に関する事項

### (1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施予定日	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数	支出見込額(千円)
自然災害等による被災事業者の事業再建支援	被災事業者の再建	法人設立の日～3月31日	女川町、県内被災地域	3人	4事業者延べ4人	1,440
新規事業者の事業立ち上げ支援	新規事業の立ち上げ希望者の支援	法人設立の日～3月31日	女川町、県内被災地域	3人	4事業者延べ4人	1,440
事業再建、新規事業立ち上げ後の経営支援	事業再建、新規事業	法人設立の日～3月31日	女川町、県内被災地域	3人	3事業者延べ3人	1,240
事業者の経営支援	経営に悩む、事業者の経営支援	法人設立の日～3月31日	女川町、県内被災地域	2人	2事業者延べ2人	840

# 平成26年度（次年度）事業計画書

特定非営利活動法人 アスヘノキボウ

## 1 事業実施の方針

26年度は、宮城県女川町内における実績を持って、女川町以外の東日本大震災による被災地域へ新規事業の立ち上げや事業再建の支援を行っていく予定。

また、女川町内においては、前年度支援した新規事業の立ち上げや事業再建の継続した支援を行っていく予定。

この頃になると、女川町を始め、各被災市町村のまちづくりの将来の姿が見えてくるため、新規事業立ち上げ希望者が増加すると思われる。

新規事業を新たな町にどのように差し込むのか、事業希望者や市町村側と話し合っ  
て進めていきたい。

## 2 事業の実施に関する事項

### (1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施予定日	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数	支出見込額(千円)
自然災害等による被災事業者の事業再建支援	被災事業者の再建	4月1日～3月31日	女川町、県内被災地域	3人	5事業者延べ5人	1,860
新規事業者の事業立ち上げ支援	新規事業の立ち上げ希望者の支援	4月1日～3月31日	女川町、県内被災地域	4人	7事業者延べ7人	2,360
事業再建、新規事業立ち上げ後の経営支援	事業再建、新規事業	4月1日～3月31日	女川町、県内被災地域	3人	5事業者延べ5人	1,860
事業者の経営支援	経営に悩む、事業者の経営支援	4月1日～3月31日	女川町、県内被災地域	2人	3事業者延べ3人	1,360

## 平成25年度(初年度) 活動予算書

法人成立の日から平成26年3月31日まで

特定非営利活動法人アスヘノキボウ

科目	金額 (単位:円)		
<b>I 経常収益</b>			
1 受取会費			
正会員受取会費	70,000		
賛助会員受取会費	0	70,000	
2 受取寄附金			
受取寄附金	0		
施設等受入評価益	0	0	
3 受取助成金等			
受取民間助成金	0	0	
4 事業収益			
自然災害等による被災事業者の事業再建支援	2,500,000		
新規事業者の事業立上げ支援	2,500,000		
事業再建、新規事業立ち上げ後の経営支援	2,000,000		
事業者の経営支援	1,000,000	8,000,000	
5 その他収益			
受取利息	0		
雑収入	0	0	
経常収益計			8,070,000
<b>II 経常費用</b>			
1 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	4,000,000		
法定福利費	480,000		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
人件費計	4,480,000		
(2) その他経費			
会議費	240,000		
旅費交通費	240,000		
施設等評価費用	0		
減価償却費	0		
支払利息	0		
その他経費計	480,000		
事業費計		4,960,000	
2 管理費			
(1) 人件費			
給料手当	0		
役員報酬	2,000,000		
法定福利費	240,000		
福利厚生費	0		
人件費計	2,240,000		
(2) その他経費			
会議費	120,000		
旅費交通費	120,000		
施設等評価費用	0		
減価償却費	0		
支払利息	0		
その他経費計	240,000		
管理費計		2,480,000	
経常費用計			7,440,000
当期経常増減額			630,000
<b>III 経常外収益</b>			
1 固定資産売却益		0	
経常外収益計			0
<b>IV 経常外費用</b>			
1 過年度損益修正損		0	
経常外費用計			0
当期正味財産増減額			630,000
設立時正味財産額			0
次期繰越正味財産額			630,000

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。
- 2 設立当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書はそれぞれ別に作成する。
- 3 設立時の資産がある場合は、設立当初の事業年度に設立時正味財産額としてその額を記載する。翌事業年度以降は、前年度の活動予算書に次期繰越正味財産額として掲げた額を、前期繰越正味財産額として記載する。
- 4 「事業費」とは、法人の事業の実施のために直接要する人件費及びその他の経費で、管理費以外のものをいう。事業の種類ごとの費用を表示する場合には、注記において区分して記載する。

## 平成25年度(初年度) 活動予算書の注記

### 1. 重要な会計方針

活動予算書の作成は、NPO法人会計基準(2010年7月20日 2011年11月20日一部改正 NPO法人会計基準協議会)によっています。

#### (1) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

### 2. 事業費の内訳

(単位:円)

科目	自然災害等による被災事業者の事業再建支援事業費	新規事業者の事業立ち上げ支援事業費	事業再建、新規事業立ち上げ後の経営支援事業費	事業者の経営支援事業費	合計
(1) 人件費					
給料手当	1,200,000	1,200,000	1,000,000	600,000	4,000,000
臨時雇賃金	0	0	0	0	0
法定福利費	120,000	120,000	120,000	120,000	480,000
人件費計	1,320,000	1,320,000	1,120,000	720,000	4,480,000
(2) その他経費					
会議費	60,000	60,000	60,000	60,000	240,000
旅費交通費	60,000	60,000	60,000	60,000	240,000
その他経費計	120,000	120,000	120,000	120,000	480,000
合計	1,440,000	1,440,000	1,240,000	840,000	4,960,000

## 平成26年度(次年度) 活動予算書

平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

特定非営利活動法人アスヘノキボウ

科目	金額 (単位:円)	
I 経常収益		
1 受取会費		
正会員受取会費	50,000	
賛助会員受取会費	0	50,000
2 受取寄附金		
受取寄附金	100,000	
施設等受入評価益	0	100,000
3 受取助成金等		
受取民間助成金	0	0
4 事業収益		
自然災害等による被災事業者の事業再建支援	2,500,000	
新規事業者の事業立上げ支援	3,500,000	
事業再建、新規事業立ち上げ後の経営支援	2,500,000	
事業者の経営支援	2,000,000	10,500,000
5 その他収益		
受取利息	0	
雑収入	0	0
経常収益計		10,650,000
II 経常費用		
1 事業費		
(1) 人件費		
給料手当	6,000,000	
法定福利費	720,000	
退職給付費用	0	
福利厚生費	0	
人件費計	6,720,000	
(2) その他経費		
会議費	360,000	
旅費交通費	360,000	
施設等評価費用	0	
減価償却費	0	
支払利息	0	
その他経費計	720,000	
事業費計		7,440,000
2 管理費		
(1) 人件費		
給料手当	0	
役員報酬	2,000,000	
法定福利費	240,000	
福利厚生費	0	
人件費計	2,240,000	
(2) その他経費		
会議費	120,000	
旅費交通費	120,000	
施設等評価費用	0	
減価償却費	0	
支払利息	0	
その他経費計	240,000	
管理費計		2,480,000
経常費用計		9,920,000
当期経常増減額		730,000
III 経常外収益		
1 固定資産売却益		0
経常外収益計		0
IV 経常外費用		
1 過年度損益修正損		0
経常外費用計		0
当期正味財産増減額		730,000
前期繰越正味財産額		630,000
次期繰越正味財産額		1,330,000

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。
- 2 設立当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書はそれぞれ別に作成する。
- 3 設立時の資産がある場合は、設立当初の事業年度に設立時正味財産額としてその額を記載する。翌事業年度以降は、前年度の活動予算書に次期繰越正味財産額として掲げた額を、前期繰越正味財産額として記載する。
- 4 「事業費」とは、法人の事業の実施のために直接要する人件費及びその他の経費で、管理費以外のものをいう。事業の種類ごとの費用を表示する場合には、注記において区分して記載する。



## 平成26年度(次年度) 活動予算書の注記

### 1. 重要な会計方針

活動予算書の作成は、NPO法人会計基準(2010年7月20日 2011年11月20日一部改正 NPO法人会計基準協議会)によっています。

#### (1) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

### 2. 事業費の内訳

(単位:円)

科目	自然災害等による被災事業者の事業再建支援事業費	新規事業者の事業立ち上げ支援事業費	事業再建、新規事業立ち上げ後の経営支援事業費	事業者の経営支援事業費	合計
(1) 人件費					
給料手当	1,500,000	2,000,000	1,500,000	1,000,000	6,000,000
臨時雇賃金	0	0	0	0	0
法定福利費	180,000	180,000	180,000	180,000	720,000
人件費計	1,680,000	2,180,000	1,680,000	1,180,000	6,720,000
(2) その他経費					
会議費	90,000	90,000	90,000	90,000	360,000
旅費交通費	90,000	90,000	90,000	90,000	360,000
その他経費計	180,000	180,000	180,000	180,000	720,000
合計	1,860,000	2,360,000	1,860,000	1,360,000	7,440,000